

4-1) 食料物資班マニュアル

1 役割

- (1) 備蓄物資・救援物資の管理・配布
- (2) 拠点内トイレ対策
- (3) 拠点内衛生管理対策
- (4) 拠点内炊事関係

2 飲料水・生活用水

- (1) 飲料水については次のものを活用する。
 - ・ 水缶詰 (350ml) <防災備蓄内に 2,000 缶備蓄>
 - ・ 緊急給水栓 (60 m³、発災から 4 日目以降開設予定)
- (2) 生活用水
 - ・ プール (水量 : 約 350t)

※その他、開設後に市、国等から配布される物資にて対応することとする。
物資等の受払い等の管理は、下記「3 物資管理等」に示す。

3 物資管理等

(1) 備蓄物資

別紙 泉区防災備蓄庫資機材リストのとおり。

(2) 救援物資等 (区、市、県、国、その他)

備蓄品以外の市等からの救援物資等については物資受入れ・払出し票 様式第 12 号 で受払状況を管理する。

※救援物資等の保管場所はサブアリーナとする。

4 避難者への物資配布

避難者への配布場所はメインアリーナ正面入り口付近とする。

配布する際の物資の数量管理は、物資受入れ・払出し票 様式第 12 号 で行うこととする。

5 不足物資の調達

備蓄庫、救援物資等の残数を毎日 8 時に確認し、不足しそうな物資をリスト化 (必要な応援・物資等報告書 様式第 6 号 を活用) し、庶務班に提出する。

6 救援物資等の受入れ

救援物資を搬送する車両は西門から入るよう誘導する。

車両は地域交流室脇の駐車場に駐車するか、交流広場付近に停車し、そこから保管場所 (サブアリーナ) にリヤカー、台車等を活用して搬送する。

7 トイレ対策

トイレの損傷や断水状況に合わせて使用可能なトイレを選択する。

トイレの使用方法を掲示し、避難者にルールを周知する。

(1) 学校施設トイレ <優先順位 1 位>

使用するトイレの場所：体育館、校舎の使用トイレを別途指定

【使用例】

- ① トイレに損傷がなく、断水していない場合は、学校施設トイレを通常どおり使用する。
- ② 断水している場合は、バケツを活用する（備蓄庫内に 20 個あり）。
プールから水を汲み、4～5 個程度、洗面台の下に置く。
トイレを使用する人はそれをトイレに持ち込み、使用した後に流すようにする。
バケツの水は使用した人がプールから汲み、洗面台の下に戻すこととする。

(2) トイレパック <優先順位 2 位>

【使用例】

- ① 断水している状況で、プールの水がなくなった場合はトイレパックを使用する。
 - ② 学校施設トイレの便座を上げたところに 45 リットルのポリ袋を設置し、便座を下す。
 - ③ 洗面台にトイレパックの袋、凝固剤を設置する（使用方法を掲示する）。
 - ④ トイレを使用する人は、トイレパック用の袋と凝固剤を持ち、便座にトイレパック用の袋を取り付け使用する。
 - ⑤ 使用後はトイレパック用の袋を取り外し、廃棄場所（トイレ出口に設置）に使用者自身が持っていき廃棄する（使用済みトイレパック廃棄場所を掲示する）。
- ※和式トイレには備蓄庫内にある簡易式トイレ便座を活用する（備蓄庫内に 8 個）。

(3) 仮設トイレ（ハマッコトイレ 5 基） <優先順位 3 位>

【使用例】

- ② 学校施設トイレ等だけではトイレが不足する場合に設置する。
- ② 設置場所はサブグラウンド北側。
- ③ 防災備蓄庫よりハマッコトイレを搬送する。
- ④ トイレを組み立てる。
- ⑤ プールにポンプを搬送し、ハマッコトイレ用の注水口から水を溜める。
- ⑥ 概ね 500 回分の利用があった場合（または、1 日？回？時と？時に）、排水して水を入れ替える。

(4) 仮設トイレ（汲取り式トイレ 2 基） <優先順位 4 位>

【使用例】

- ② 断水し、プールの水がなくなりそうな場合は、汲取り式の仮設トイレを設置する。
 - ② 設置場所は防災倉庫前。
 - ③ 防災備蓄庫よりトイレを搬送する。
 - ④ トイレを組み立てる。
- ※し尿の収集は、区本部に依頼し指示を受ける。
（必要な応援・物資等報告書 **様式第 6 号** を活用）

8 ごみ対策

ごみの集積場所、分別の種類については次のとおりとし、分別の表示を行う。

- (1) ごみ箱設置場所…メインアリーナ玄関の外側
- (2) ごみ集積場所…後期管理棟グラウンド階北側ポンプ室撒脇
- (3) 分別
 - ア 生活ごみ（燃・プラ・ペットボトル・缶(瓶)・紙など）
 - イ 使用済みトイレパック
 - ウ 感染ごみ
 - エ その他（金属など）

9 衛生環境維持

(1) 清掃

次の部分について避難者から協力を募り一日1回清掃を行う。

- ア __階トイレ
- イ 仮設トイレ
- ウ 体育館共用部分（_____）
- エ 共用廊下
- オ ごみ置き場

(2) 啓発

必要な箇所に衛生ポスター等を掲出し、避難者への啓発を行う。

※各ポスターは黒アタッシュケース内のA3紺色ファイルに編さんされている衛生対策ポスター等を使用する（不足する分はその都度、コピーまたは手書き等で対応）。

10 炊事

備蓄品、市（県・国）からの救援物資や避難者自身が持ち込んだ非常食以外の食事を準備する場合、備蓄庫資機材（移動式炊飯器等）を活用し、必要に応じて炊事を行う。

食材・調味料については、避難者の了解を得て、避難者宅から可能な範囲で取り出す、または、自治会・町内会に食材の提供の協力を依頼するなど、食材・調味料を確保できた場合、必要に応じて炊事等を実施する。

11 自治会・町内会との連携

在宅避難者等が必要となる物資等について自治会・町内会から要請があった場合は、救援物資等で対応する。

各自治会・町内会が必要とする物資については、必要な応援・物資等報告書 様式第6号 に記載してもらい把握する。

拠点内の物資で対応が不足する場合は、庶務班に区本部に必要物資を要請するよう依頼する。

12 その他

上記以外のことについては、庶務班からの依頼によりその都度、実施する。